

処 分 基 準

令和5年7月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第108条の3の5第1項
処 分 の 概 要	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第108条の3の5第1項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令）
処 分 基 準	道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・ 交通事故により下半身不随となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・ 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき ・ 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき
問 合 せ 先	埼玉県警察本部 交通部交通総務課
備 考	